

主任技術者または監理技術者の「恒常的な雇用関係」の扱いについて

宮古市が平成 25 年 1 月 10 日から施行していましたが、岩手県と同様に廃止することとしたので、取扱いにご留意願います。

なお、令和 3 年 3 月 31 日以前に契約済みの工事において、令和 3 年 4 月 1 日以降に配置技術者を途中交代する場合、変更後に配置する技術者については、監理技術者制度運用マニュアルにより、変更日以前に 3 か月以上の雇用関係にあることが必要となります。

記

- 1 主任技術者または監理技術者の「恒常的な雇用関係」の扱いについて
 - (旧) 廃止 : 所属建設業者から入札書の提出があった日までに雇用関係があることが必要 (平成 25 年 1 月 10 日施行)
 - (新) 従来 : 所属建設業者から入札の申し込みのあった日以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要 (令和 3 年 4 月 1 日施行)
- 2 対象工事
宮古市が発注する工事のすべて
- 3 提出書類等
3 か月以上の雇用確認のため、健康保険被保険者証の写し等（監理技術者制度運用マニュアル二―四（3）参照）を提出してください。
- 4 適用年月日
令和 3 年 4 月 1 日以降入札公告する工事案件から適用する。